

令和5年1月1日改訂版における主な変更内容

《取り扱いが変わる点》

○金額要件の見直しについて（R5.1.1 施行）

建設業法施行令が改正され、特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額の下限等が次のとおり見直されます。
この改正を反映し、関係箇所を改訂しました。

	改正前	改正後
特定建設業の許可・監理技術者の配置・施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限	4,000万円 (6,000万円)	4,500万円 (7,000万円)
主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額の下限	3,500万円 (7,000万円)	4,000万円 (8,000万円)
特定専門工事の下請負代金の上限	3,500万円	4,000万円

※（）内は建築一式工事の場合

○様式第7号 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書の記入方法

経營業務の管理責任者等の交代がない場合には、経験期間の始期、終期とも変更しないことを原則としていましたが、終期は直近に提出のあった事業年度終了報告の決算期日までとすることを原則に変更します。

（関係箇所 P53、55）

《その他の変更点》

○文言や本文体裁の調整、誤字の修正

なお、今回改訂で変更となる様式はありません。